

公立大学法人福山市立大学理事長選考規程（令和3年法人規程第8号）第2条第3項の規定に基づき、理事長候補者の選考について次のとおり公告します。

2026年（令和8年）4月15日

公立大学法人福山市立大学理事長選考会議

## 1 理事長候補者の選考内容

### (1) 選考理由

現理事長の任期が2027年（令和9年）3月31日をもって満了するため。

### (2) 選考基準

次期理事長兼学長に求められる資質・能力（別紙）を有する者

### (3) 任期

2027年（令和9年）4月1日から4年間（ただし、再任の場合は2年間）

## 2 理事長候補者の選考手続

### (1) 選考機関

公立大学法人福山市立大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）

### (2) 理事長候補者

ア 経営審議会又は教育研究審議会から選考会議に対して書面で推薦された者

イ 福山市立大学の常勤の職員（有期雇用職員及び選考会議の委員である者を除く。以下「職員」という。）10人以上から選考会議に対して書面で推薦された者

※イによる推薦を行う者は、理事長候補者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを理事長候補者として推薦できない。

※経営審議会又は教育研究審議会の構成員である職員は、イによる推薦を行うことはできない。

※イによる推薦は、選考公告日に在職している職員が行うことができる。

### (3) 推薦手続

ア 提出書類（※様式は別途学内に配布）

(ア) 経営審議会又は教育研究審議会からの推薦

推薦書・推薦理由書・同意書

(イ) 職員からの推薦

推薦書・推薦理由書・推薦者名簿・同意書

イ 受付期間

2026年（令和8年）7月1日（水）から同月13日（月）17時まで

ウ 提出方法

（5）に郵送又は持参により提出してください。

(4) 推薦された理事長候補者の手続

ア 提出書類（※様式は別途学内に配布）

所信表明書・履歴書

イ 受付期間

2026年（令和8年）7月21日（火）から同月27日（月）17時まで

ウ 提出方法

（5）に郵送、持参又はメールにより提出してください。

※メールの場合は、データを直接添付せず、ファイル転送システム等をご利用いただいても構いません。

(5) 書類提出先・問合せ先

福山市立大学管理棟2階 選考会議事務担当課（事務局経営企画課）

〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号

TEL: 084-999-1070 E-mail: senkou@fcu.ac.jp

※郵送の場合は、封筒表に「理事長選考書類在中」と朱書きの上、簡易書留で送付してください。（必着）

(6) 理事長候補者数の公表

提出書類の確認後、「理事長候補者数」を大学ホームページに掲載します。

(7) 選考方法

書類の審査及び面接による必要事項の確認の結果をもとに、意向調査の結果を参考にして、最終理事長候補者1人を選考します。（面接のための旅費は本法人規定により支給します。）

(8) 最終理事長候補者の決定時期

2026年（令和8年）9月下旬（予定）

### 3 意向調査

理事長候補者が2人以上の場合に実施します。詳細は別途対象者に周知します。

### 4 選考結果の公表

最終理事長候補者の名前、略歴及び選考の経過等を大学ホームページに掲載します。

## 次期理事長兼学長に求められる資質・能力

公立大学法人福山市立大学は、理事長選考規程第3条において、理事長候補者の資格を「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人を適切かつ効果的に管理運営することができる能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」としている。

また、福山市立大学は、学則第1条において、その目的を「学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、幅広い教養と深い専門的素養及び豊かな人間性を涵養し、もって持続可能な社会の発展を担うことのできる人材を育成するとともに、教育研究の成果を広く社会に還元することにより、地域の文化と社会の発展に寄与すること。」としている。

これらを踏まえ、本法人の次期理事長兼学長には、次のような資質・能力が求められる。

(求められる資質・能力)

- 法人の最高責任者として、そのビジョンを教職員、学生、市民等に明確に示し、中期目標を達成に導くことのできるリーダーシップと実行力を有すること。
- 大学の最高責任者として不断の大学改革に取り組むなかで、福山市立大学の学術を確立し、教育研究を推進することを可能とする学術への深い識見を有すること。
- 法人経営と教学運営の調和を図りながら、安定した財政基盤の確立や、質の高い教育研究環境を整備するために、法人設立者である福山市を始めとする多様なステークホルダーから幅広い理解と協力を得ることができる交渉力と調整力を有すること。
- 大学が地域のシンクタンクとしての役割を果たし、「市民の財産」に位置づくものとして評価されるよう、広く社会の声を聴く姿勢と大学の特色や教育研究の成果を広く内外に訴求させることのできる強い発信力を有すること。